小規模水道のてびき

成田市環境部環境衛生課
〒286-8585
成田市花崎町 760
電話　0476-20-1531（直通）

令和６年４月１日改訂版

目　　次

Ⅰ　はじめに　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1

Ⅱ　小規模水道とは　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1

Ⅲ　小規模専用水道　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2

Ⅳ　小規模簡易専用水道　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　6

Ⅴ　汚染事故等の緊急時の措置　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　7

Ⅵ　小規模専用水道に係る水質検査項目及び検査頻度　・・・・・・・・・・・　8

Ⅶ　水質基準及び水質検査の項目　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　9

Ⅷ　様式等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　10

　１．水質検査月報　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　10

　２．水道施設点検表（自己水源）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　11

　３．水道施設点検表（上水受水）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　12

資　料　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　13

　１．成田市小規模水道条例　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　13

　２．成田市小規模水道条例施行規則　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　19

Ⅰ　はじめに

一般に「水道」と言われているものは「水道法」で規定する水道を指し、例えば県営水道や市町村水道が挙げられ、その他には専用水道や簡易専用水道といった水道が法的に種々の規制を受けながら衛生的で安全な水の供給が図られています。

しかし、小規模な水道施設については「水道法」の適用から除外されており、とかくその管理の不徹底が指摘されがちです。これらの小規模水道にあっても本質的には一般の水道とその内容は変わりなく、同じように良質で豊富な水が供給されなければなりません。

このような観点から「成田市小規模水道条例」を制定し、50人以上の者に水を供給し、かつ水道法の適用除外となる小規模な水道を対象としてその衛生管理等を指導しています。

Ⅱ 小規模水道とは

50人以上の者に飲用の水を供給し、かつ水道法の適用除外となる水道であり、県や市町村等の水道（水道事業）から供給される水のみを水源とするものを「小規模簡易専用水道」といい、その他のものを「小規模専用水道」といいます。（下図参照：□は水道法適用、▣は小規模水道条例適用）

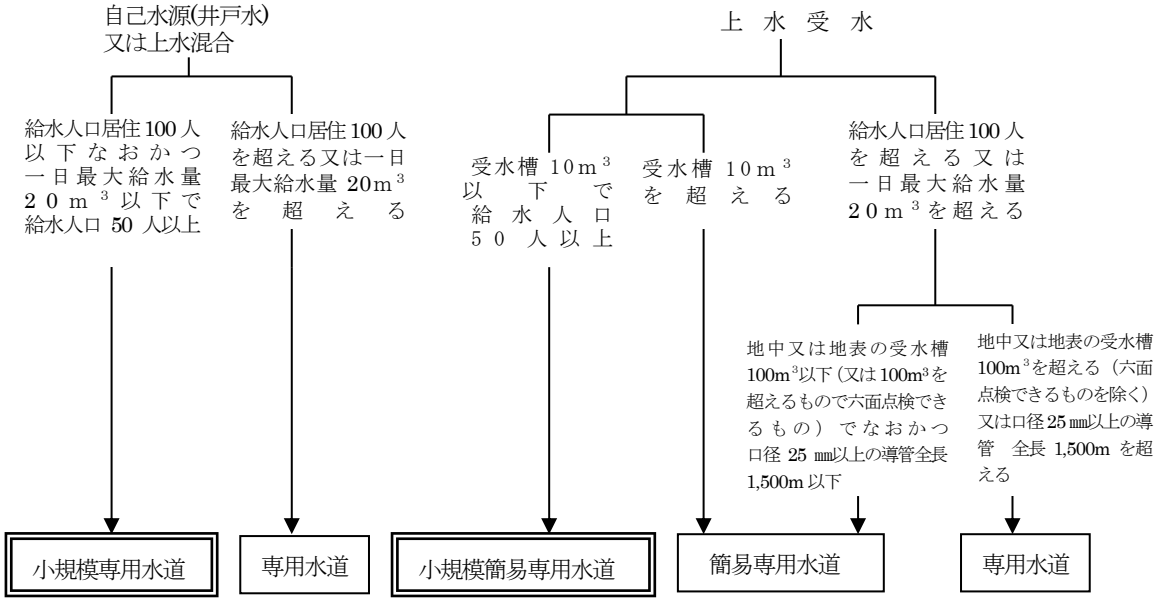

なお、「50人以上の者に飲用の水を供給」とは、設置者が特別な関係（家主、管理者、経営者等）に基づき50人以上の居住者、滞在者に飲用の水を供給することをいいます。

＜条例の適用を受ける小規模水道の給水人口の例示＞

(1) 共同住宅・宅造地等における居住人口

(2) 学校・幼稚園・保育所等における職員数及び学童・園児数

(3) 病院・診療所等における職員及び病床数

(4) 旅館・ホテル等における従業者数及び宿泊収容定員数

(5) ゴルフ場・遊園施設等における従業者数及び利用定員数

(6) その他事業所における従業者数及び勤務者数

Ⅲ 小規模専用水道

小規模専用水道の設置者のすること

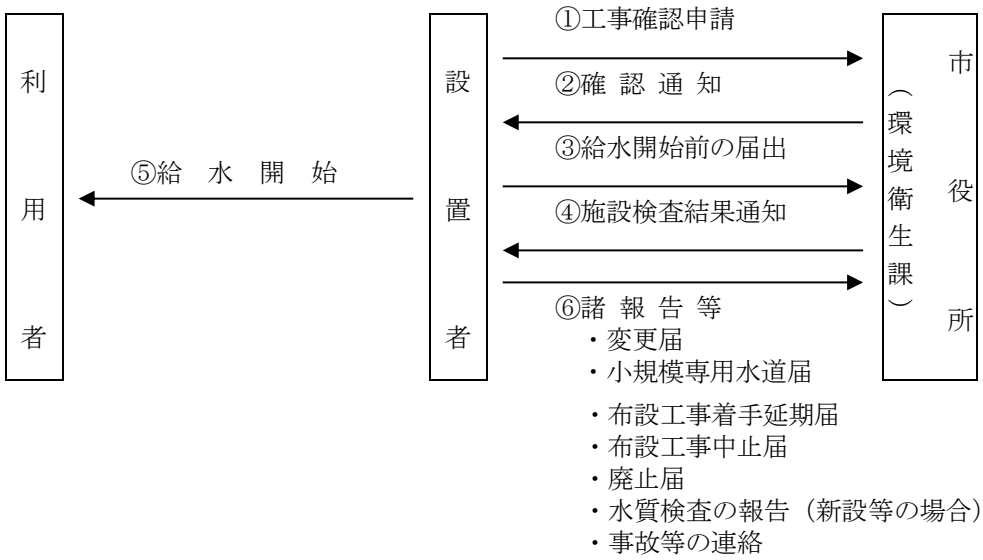

1　市役所への届出等

(1) 新設工事や増設又は改造工事をする場合

工事を着手する前に、所定の「確認申請書」により、市役所へ申請してください。工事の着工は、市役所からの「通知書」を受けてから始めてください。

(2) 給水開始前の届出

当該工事が竣工したときは、所定の届出用紙により、市役所に届け、施設の検査を受けてください。その後、その検査に合格した旨の「通知書」を受けてから給水を開始してください。

(3) 変更する場合

設置者が変更になった場合や規模の縮小や拡大があった場合は届出が必要です。

(4) 既設の場合

確認を受けていない施設や、既存の施設が給水を受ける者の数が５０人以上となった場合等で小規模専用水道に該当するようになった場合は届出が必要です。

(5) 布設工事の着手を延期する場合

市役所から工事確認の通知を受けた後、工事の着手が予定日より長期に延期するとき（おおむね６か月以上の延期）は届出が必要です。

(6) 布設工事を中止した場合

市役所から工事確認の通知を受けた後、工事を着手せず、布設計画が消滅した場合は届

出が必要です。

(7) 廃止する場合

次の場合は届出が必要です。

・ 給水人数の減少、施設規模の縮小又は消滅等により小規模専用水道でなくなった場合

・ 市役所から工事確認の通知を受けた後、工事が着手されたが、工事が取り止めとなった場合

＜確認を要する変更の具体例＞

① 建築物の増築等により一日最大給水量が増加するとき。

② 水源の種別又は取水地点を変更しようとするとき。

③ 浄水方法が急速ろ過方式、緩速ろ過方式等であり、その処理方法の変更に係る工事をするとき。

＜変更届の具体例＞

① 建築物の増築等により一日平均給水量のみが増加するとき。（処理能力は変わらず、供給量が増加）

② 浄水方法が、消毒のみの方式でそれに係る変更のとき。

③ 浄水方法を変更することなく、増設（新たな機器への交換を含む）するとき。

２　維持管理

小規模専用水道施設の日常的な維持管理については、水質基準、施設基準を常に満足し良質で豊富な水を供給するため、以下のことに十分留意してください。

(1) 管理体制の整備

(ｱ) 管理責任者の設置

小規模専用水道の設置者は、維持管理の責任者を定め、適正な維持管理を行ってください。

(ｲ) 図面等の整備

維持管理を行うために必要な配管系統図等主要施設の名称、図面、書類及び工具、検査機器等を整備保管してください。

(ｳ) 記録の保存

施設の点検・清掃・修理及び従事者の健康診断並びに条例に基づく水質検査等を行った場合はその記録を作成し保存してください。

施設の点検・清掃・修理等の実施記録 健康診断の実施記録	１　年
水質検査の結果	３　年

(2) 衛生管理

(ｱ) 立入禁止措置

水源及び各施設周囲にみだりに人が立ち入らぬように立札掲示、柵の設置、施錠等の措置を講じてください。

(ｲ) 汚染の防止

汚水の流入や逆流、漏水等に十分注意するほか、施設内外の清潔保持及び汚染防止に努めてください。

(ｳ) 残留塩素の保持

給水栓末端における遊離残留塩素は常に0.1mg/l以上（結合残留塩素の場合は0.4mg/l）保持するよう消毒設備の調整を常に行うとともに、消毒薬の予備を備えてください。

(3) 施設管理

(ｱ) 定期点検

小規模専用水道施設各部（沈砂・貯水・ろ過・消毒設備等の各施設）について定期的に点検を行い、清潔の保持及び異常の早期発見に努めてください。

(ｲ) 水槽等の定期的清掃

各種水槽は１年に１回定期的に清掃するほか、水あかや沈殿物が多い場合、及び汚染があった場合は随時清掃し、消毒してください。

(4) 水質管理

(ｱ) 毎日検査

色及び濁り並びに残留塩素について、１日１回以上検査を行ってください。

(ｲ) 定期の水質検査

おおむね６カ月に１回定期的に水質検査を行ってください。

（水質検査項目及び検査頻度については８ページのとおりです。）

(ｳ) 臨時の水質検査

小規模専用水道により供給される水が、水質基準に適合しないおそれのあるときは臨時の水質検査を行ってください。

(ｴ) 原水の水質検査

クリプトスポリジウム等対策として、浄水受水以外の施設にあっては､原水の指標菌（大腸菌及び嫌気性芽胞菌）検査を実施し、指標菌が検出された場合であってかつクリプトスポリジウムを除去又は不活化できる浄水処理を実施していない施設については、原水のクリプトスポリジウム等を３ヶ月に1回以上、指標菌を月1回以上検査し、クリプトスポリジウム等による汚染のおそれがないかの監視を行ってください。

また、原水から指標菌が検出されていない場合でも、水源が地表水等の混入のない被圧地下水以外の場合は６ヶ月に１回以上、原水の指標菌検査を実施し、クリプトスポリジウム等による汚染のおそれがないかの監視を行ってください。

原水から指標菌が検出されていない場合で、水源が地表水等の混入のない被圧地下水の場合は、３年に１回、全項目検査等で、トリクロロエチレン等の検査結果から被圧地下水以外の水の混入の有無を確認してください。ただし、トリクロロエチレン等の除去施設を持つ施設にあっては、原水で確認してください。

その他、浄水化施設（消毒施設のみを除く。）が設置されている施設については、必要に応じ原水の検査を実施し、浄化能力の確認に努めてください。

(5) 薬品の管理

(ｱ) 液化塩素を使用する場合は、「高圧ガス保安法」、「一般高圧ガス保安規則」等、関係法令・基準を遵守し、保安用具・設備を整備してください。

(ｲ) 次亜塩素酸ナトリウム溶液、その他浄水処理に使用する薬品については暗所に保存し、使用方法は適正に行うとともに、その使用量等を記録するなどの薬品管理に万全を期してください。

(ｳ) 次亜塩素酸ナトリウムには、高濃度の臭素酸を含有している場合があるので、含有する臭素酸濃度を確認してください。また、長期間の保管により臭素酸濃度や塩素酸濃度が上昇するおそれがあるので、貯蔵期間、貯蔵温度には注意をしてください。

(6) 健康診断

沈砂槽・貯水槽又は圧力水槽等で直接水を操作する業務従事者及び構内居住者を対象に年１回以上病原体がし尿に排泄される感染症（赤痢、腸チフス、パラチフス）患者、あるいは保菌者の有無に関して定期の健康診断を実施してください。

また、これらの者に感染症が発生した場合、又は発生するおそれのある場合、その感染症について臨時の健康診断を実施してください。

(7) その他

消防用設備と共用されている水槽の清掃・補修時に槽内の水抜きを行う場合は、あらかじめ地元の消防機関へ連絡してください。

３　市役所への報告

給水開始届出及び小規模専用水道届出を行った小規模専用水道施設については、当面の間、次表による水質検査を行いその結果を市役所に報告してください。

<table>
<tr><th>検　査　の　種　類</th><th>報　告　期　限</th><th>報　告　様　式</th></tr>
<tr><td>毎日検査（色、濁り、残留塩素）</td><td rowspan="2">結果が判明した翌月の１５日まで</td><td>水質検査月報用紙</td></tr>
<tr><td>おおむね６カ月に１回行う検査</td><td rowspan="2">検査成績書の写し</td></tr>
<tr><td>臨時の検査</td><td>結果判明後速やかに</td></tr>
</table>

Ⅳ 小規模簡易専用水道

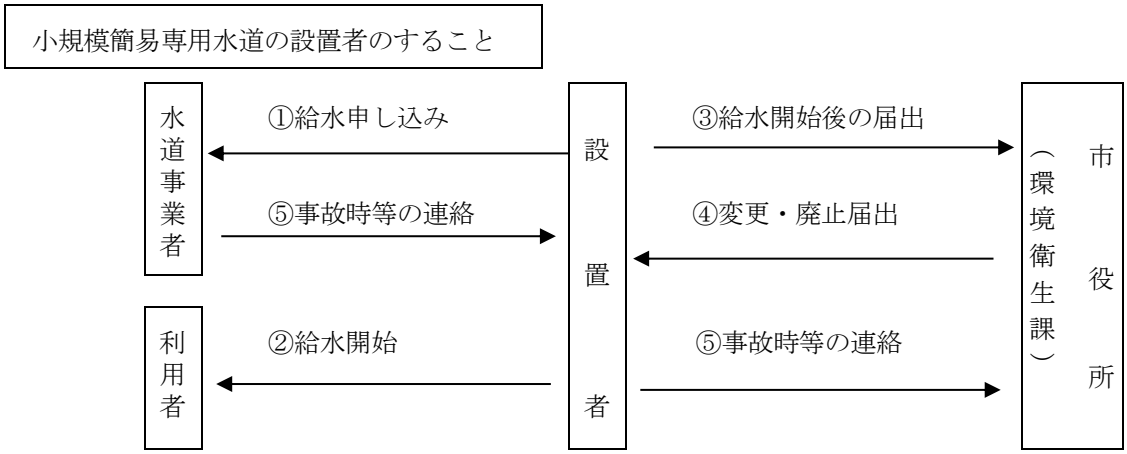

1　市役所への届出

(1) 給水開始の届出

小規模簡易専用水道を設置し、給水を開始したときは、所定の届出用紙により、環境衛生課へ届け出てください。

(2) 変更する場合

設置者が変更になった場合や受水槽の規模拡大等があった場合は届出が必要です。

(3) 既設の場合

給水開始の届出をしていない施設や、既存の施設が給水を受ける者の数が５０人以上となった場合等で、小規模簡易専用水道に該当するようになった場合は届出が必要です。

(4) 廃止する場合

給水人数の減少、施設規模の拡大・縮小又は消滅等によって小規模簡易専用水道でなくなった場合は届出が必要です。

2　維持管理

小規模簡易専用水道の日常的な維持管理については、小規模専用水道のような施設基準や水質検査等の義務はありませんが、条例に基づいた以下の「管理基準」は遵守しなければなりません。

(1) 管理体制の整備

管理に当たっては、管理の責任者を定め、給水施設に関する構造図・系統図等各種図面を整備保管するとともに、貯水槽の掃除や、日常の定期点検・設備の補修等の実施期日及びその内容について必ず記録し保存してください。

(2) 残留塩素の保持

原水は既に消毒された浄水ですが、受水槽で貯留される間に塩素剤が消費され、給水栓末端で規定の残留塩素が確認されないことがあります。条例では残留塩素の測定は特に義

務づけられていませんが、随時測定し、残留塩素が確保されないことが判明した場合は、再塩素消毒設備の設置等の措置をとり、常時給水栓末端で遊離残留塩素を０．１mg／l以上保持するようにしなければなりません。

(3) 施設管理

(ｱ) 水槽及びその周辺の定期点検

水槽及びその周辺を定期的に点検し、亀裂等を発見したときは速やかに補修・改善してください。

(ｲ) 水槽等の定期的清掃

各種水槽は１年に１回定期的に清掃するほか、水あかや沈殿物が多い場合、及び汚染があった場合は随時清掃し、消毒してください。

(4) 水質管理

給水栓の水に異常を感じたときは、必要な水質検査を行ってください。

管理の不備や構造的な欠陥があったり、配水管の腐食が進行した場合には、水の色、濁り、臭い、味に異常が生じることがあります。したがって日常的に水の外観検査に注意し、異常を感じたときは速やかに水質検査を行ってください。

(5) その他

消防用設備と共用されている水槽の清掃・補修時に槽内の水抜きを行う場合は、あらかじめ地元の消防機関へ連絡してください。

Ⅴ 汚染事故等の緊急時の措置

万一、事故が起き、人の健康を害するおそれがあることを知った時は、速やかに次のような措置をとってください。

(1) 給水を停止し、利用者に使用しないよう知らせるとともに、市役所へ連絡し指示に従ってください。

(2) 汚染原因を調査の上、必要な改善措置をとり、給水再開について、市役所の指導に従ってください。

Ⅵ　小規模専用水道に係る水質検査項目及び検査頻度

1　検査頻度については、年２回とし、原則として年１回は全項目（51項目）検査を実施すること。

2　１回目の全項目検査の結果が水質基準に適合し、異常がないと認められた場合の２回目の水質検査は９項目まで省略することができる。

3　水源の種別、取水地点又は浄水方法が変更されずかつ水源の種別及び水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合は、全項目検査を実施した翌年及び翌々年の年１回行う全項目検査は、基準の表中３２の項から３７の項まで及び３９の項から４５の項まで検査事項に関する検査の全部又は一部を省略することができる。

4　水源の種別、取水地点又は浄水方法が変更されずかつ水源の種別及び水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合は、基準の表中３の項から３１の項までの検査事項に関する検査については、前回における当該事項についての検査の結果が、当該事項に係る水質基準値の１０分の1以下であるときは、概ね３年に１回以上まで省略することができる。

5　浄水を受水する小規模専用水道にあっては、水質基準に適合する水の供給を受けることから、水の供給を受ける水道の水質検査結果を入手することにより全項目検査については、次のとおりとすることができる。

①　基準の表中３の項から５の項まで、７の項、１２の項から２０の項まで、３６の項、３７の項及び３９の項から４５の項までの事項に関する検査については、検査を省略することができる。

②　基準の表中６の項、８の項及び３２の項から３５の項の上欄に掲げる事項に関する検査については、使用する配管等資機材の使用状況から、検査を省略することができる。

6　水道法施行規則第１５条第１項第４号で規定する項目については、過去の検査結果が基準値の２分の１以下でありかつ原水並びに水源及び周辺の状況等から勘案し、その全部又は一部を行う必要がないことが明らかであると認められる場合は、その検査を省略することができる。ただし、３年に１回の全項目検査は必要であること。

水　質　検　査　項　目　及　び　検　査　頻　度　の　フ　ロ　ー

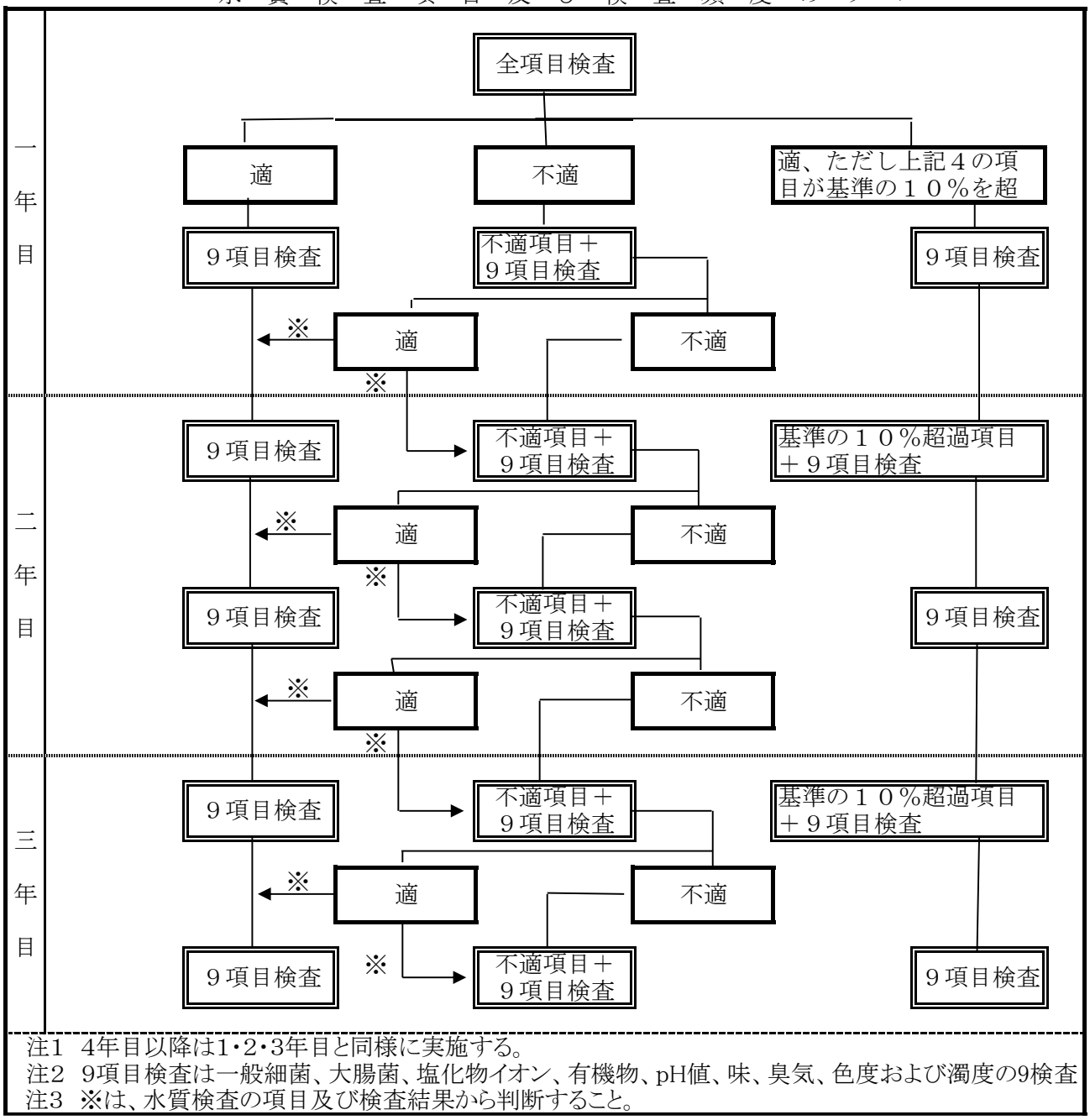

注1　4年目以降は1･2･3年目と同様に実施する。
注2　9項目検査は一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物、pH値、味、臭気、色度および濁度の9検査
注3　※は、水質検査の項目及び検査結果から判断すること。

Ⅶ水質基準及び水質検査の項目

区分	No.	検査事項	基準値	確認申請時に行う水質検査	給水開始時に行う水質検査	全項目検査		深井戸を水源とする場合の例					
						自己水源又は浄水混合	浄水受水	1年		2年		3年	
								1回	2回	1回	2回	1回	2回
健康に関連する項目	1	一般細菌	100個/ml以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	2	大腸菌	不検出	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下	○	○	◎	△	○		◎		◎	
	4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	○	○	◎	△	○		◎		◎	
	5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	○	○	◎	△	○		◎		◎	
	6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	○	○	◎	□	○		◎		◎	
	7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	○	○	◎	△	○		◎		◎	
	8	六価クロム化合物	0.02mg/l以下	○	○	◎	□	○		◎		◎	
	9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下	○	○	◎	◎	○		◎		◎	
	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下	○	○	◎	◎	○		◎		◎	
	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下	○	○	◎	◎	○		◎		◎	
	12	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	○	○	◎	△	○		◎		◎	
	13	ホウ素及びその化合物	1mg/l以下	○	○	◎	△	○		◎		◎	
	14	四塩化炭素	0.002mg/l以下	○	○	◎	△	○		◎		◎	
	15	1･4－ジオキシン	0.05mg/l以下	○	○	◎	△	○		◎		◎	
	16	シス－1･2－ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	○	○	◎	△	○		◎		◎	
	17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下	○	○	◎	△	○		◎		◎	
	18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	○	○	◎	△	○		◎		◎	
	19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下	○	○	◎	△	○		◎		◎	
	20	ベンゼン	0.01mg/l以下	○	○	◎	△	○		◎		◎	
	21	塩素酸	0.6mg/l以下		○	◎	◎	○		◎		◎	
	22	クロロ酢酸	0.02mg/l以下		○	◎	◎	○		◎		◎	
	23	クロロホルム	0.06mg/l以下		○	◎	◎	○		◎		◎	
	24	ジクロロ酢酸	0.04mg/l以下		○	◎	◎	○		◎		◎	
	25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下		○	◎	◎	○		◎		◎	
	26	臭素酸	0.01mg/l以下		○	◎	◎	○		◎		◎	
	27	総トリハロメタン	0.1mg/l以下		○	◎	◎	○		◎		◎	
	28	トリクロロ酢酸	0.2mg/l以下		○	◎	◎	○		◎		◎	
	29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下		○	◎	◎	○		◎		◎	
	30	ブロモホルム	0.09mg/l以下		○	◎	◎	○		◎		◎	
	31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下		○	◎	◎	○		◎		◎	
性状に関する項目	32	亜鉛及びその化合物	1mg/l以下	○	○	●	□	○					
	33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	○	○	●	□	○					
	34	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	○	○	●	□	○					
	35	銅及びその化合物	1mg/l以下	○	○	●	□	○					
	36	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	○	○	●	△	○					
	37	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	○	○	●	△	○					
	38	塩化物イオン	200mg/l以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下	○	○	●	△	○					
	40	蒸発残留物	500mg/l以下	○	○	●	△	○					
	41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	○	○	●	△	○					
	42	ジェオスミン	0.00001mg/l以下	○	○	●	△	○					
	43	2－メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下	○	○	●	△	○					
	44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	○	○	●	△	○					
	45	フェノール類	0.005mg/l以下	○	○	●	△	○					
	46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/l以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	47	pH値	5.8以上～8.6以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	48	味	異常でないこと		○	○	○	○	○	○	○	○	○
	49	臭気	異常でないこと	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	50	色度	5度以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	51	濁度	2度以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
項目数				39	51	51	51						

●は「Ⅵ　小規模専用水道に係る水質検査項目及び検査頻度」の3により3年に1回まで検査回数の省略可能項目
◎は「Ⅵ　小規模専用水道に係る水質検査項目及び検査頻度」の4により3年に1回まで検査回数の省略可能項目
△は「Ⅵ　小規模専用水道に係る水質検査項目及び検査頻度」の5の①による省略可能項目
□は「Ⅵ　小規模専用水道に係る水質検査項目及び検査頻度」の5の②による省略可能項目

施　設 番　号	

様式第５号　　年　　月　　日

（あて先）成田市長

施 設 名 称

管理責任者名

年　　月に検査した結果を次のとおり報告します。

水質検査月報　　月分

日付	採取時間	色	濁り	残留塩素 mg/ℓ	採取場所	摘要
１						
２						
３						
４						
５						
６						
７						
８						
９						
１０						
１１						
１２						
１３						
１４						
１５						
１６						
１７						
１８						
１９						
２０						
２１						
２２						
２３						
２４						
２５						
２６						
２７						
２８						
２９						
３０						
３１						

水道施設点検表（自己水源）

点検事項			点検項目	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	備考
水源	水源の状態	1	水源の清潔保持・汚染防止措置は適切か													
浄水設備等	浄水設備の状態	2	ろ過能力が過負荷とならないよう維持しているか													
		3	沈砂槽等の清潔保持・汚染防止措置は適切か													
		4	漏水・水圧等の対策は適切か													
ポンプ等設備	ポンプ等の状態	5	ポンプ室内は清潔に保持しているか													
		6	ポンプ類に異常な騒音・振動はないか													
		7	ポンプから水漏れしてないか（グランドパッキンの交換）													
	給水管等の状況	8	給水管等に亀裂・漏水箇所がないか													
消毒設備	消毒設備の状態	9	注入量は適正であるか													
		10	液の漏れはないか													
		11	薬液タンクの液量は十分か													
受水槽・高置水槽の外観検査	水槽周囲の状態	12	関係者以外の立入禁止措置を講じているか													
		13	水槽の周囲は清潔に保持しているか													
	水槽本体の状態	14	亀裂、漏水箇所がないか													
		15	雨水等が入り込む開口部や接合部の隙間がないか													
		16	水槽の上床盤には、不要な設備、機器等が置かれていないか													
		17	マンホールの状態（立ち上げ・防水・施錠等）は適切か													
		18	オーバーフロー管・通気管の防虫網は適切か													
		19	オーバーフローと排水ますとは直接連結されていないか													
	水槽内部の状態	20	水中及び水面に異常な物質がないか													
		21	汚泥、赤錆等の沈積物、内部の汚れ等が異常にないか													
		22	給水施設以外の配管設備等が設置されていないか													
その他	貯水槽の清掃	23	清掃は年1回定期に行われているか													
	定期の水質検査	24	定期の水質検査（おおむね6カ月ごと）は実施しているか	【検査実施日】　年　月　日　【項目】全項目・必須項目　【結果】適合・不適合（項目：　）												
				【検査実施日】　年　月　日　【項目】全項目・必須項目　【結果】適合・不適合（項目：　）												
	健康診断	25	腸内細菌検査は年1回以上実施しているか	【検査実施日】　年　月　日　【結果】適合・不適合												

判定基準　（○：良好　△：不十分　×：不良）

水 道 施 設 点 検 表 （ 上 水 受 水 ）

点検事項			点検項目	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	備考
ポンプ等設備	ポンプ等の状態	1	ポンプ室内は清潔に保持しているか													
		2	ポンプ類に異常な騒音・振動はないか													
		3	ポンプから水漏れしてないか（グランドパッキンの交換）													
	給水管等の状況	4	給水管等に亀裂・漏水箇所がないか													
受水槽・高置水槽の外観検査	水槽周囲の状態	5	関係者以外の立入禁止措置を講じているか													
		6	水槽の周囲は清潔に保持しているか													
	水槽本体の状態	7	亀裂、漏水箇所がないか													
		8	雨水等が入り込む開口部や接合部の隙間がないか													
		9	水槽の上床盤には、不要な設備、機器等が置かれていないか													
		10	マンホールの状態（立ち上げ・防水・施錠等）は適切か													
		11	オーバーフロー管・通気管の防虫網は適切か													
		12	オーバーフローと排水ますとは直接連結されていないか													
	水槽内部の状態	13	清掃は年1回定期に行われているか													
		14	水中及び水面に異常な物質がないか													
		15	汚泥、赤錆等の沈積物、内部の汚れ等が異常にないか													
		16	給水施設以外の配管設備等が設置されていないか													
水質検査	色	17	水に異常な色が認められないか													
	濁り	18	水に異常な濁りが認められないか													
	臭味	19	水に異常な臭気及び味が認められないか													
	残留塩素	20	残留塩素は0.1mg/l以上保持されているか													

判定基準　（○:良好　△:不十分　×:不良）

成田市小規模水道条例

（目的）

第１条　この条例は，小規模水道の布設及び管理の適正を図ることにより，公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

（用語の意義）

第２条　この条例において，次の各号に掲げる用語の意義は，それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 小規模水道　導管及びその他の工作物により，水を人の飲用に適する水として供給する施設の総体であって，５０人以上の者に水を供給するもの（次に掲げるものを除く。）をいう。ただし，臨時に施設されたものを除く。

ア　水道法（昭和３２年法律第１７７号。以下「法」という。）第３条第２項に規定する水道事業の用に供する同条第１項に規定する水道

イ　法第３条第３項に規定する簡易水道事業の用に供する同条第１項に規定する水道

ウ　法第３条第４項に規定する水道用水供給事業の用に供する同条第１項に規定する水道

エ　法第３条第６項に規定する専用水道

オ　法第３条第７項に規定する簡易専用水道

(2) 小規模専用水道　小規模簡易専用水道以外の小規模水道をいう。

(3) 小規模簡易専用水道　法第３条第２項に規定する水道事業の用に供する同条第１項に規定する水道から供給を受ける水のみを水源とする小規模水道をいう。

(4) 設置者　小規模水道を布設し，又は管理している者をいう。

(5) 小規模専用水道施設　小規模専用水道のための取水施設，貯水施設，導水施設，浄水施設，送水施設及び配水施設（一般の需要に応じて小規模専用水道により水を供給する事業に係るもの以外のものにあっては，給水の施設を含むものとし，建築物に設けられたものを除く。以下同じ。）であって，当該小規模専用水道の設置者の管理に属するものをいう。

（水質基準）

第３条　小規模水道により供給される水は，次に掲げる要件を備えるものでなければならない。

(1) 病原生物に汚染され，又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を含むものでないこと。

(2) シアン，水銀その他の有毒物質を含まないこと。

(3) 銅，鉄，ふっ素，フェノールその他の物質をその許容量を超えて含まないこと。

(4) 異常な酸性又はアルカリ性を呈しないこと。
(5) 異常な臭味がないこと。ただし，消毒による臭味を除く。
(6) 外観は，ほとんど無色透明であること。
２　前項に規定する水質基準に関して必要な事項は，規則で定める。
（施設基準）
第４条　小規模専用水道は，原水の質及び量，地理的条件，当該小規模専用水道の形態等に応じ，必要な小規模専用水道施設を有すべきものとし，その各施設は，次に掲げる要件を備えるものでなければならない。
(1) 取水施設は，できるだけ良質の原水を必要量取り入れることができるものであること。
(2) 貯水施設は，渇水時においても，必要量の原水を供給するのに必要な貯水能力を有するものであること。
(3) 導水施設は，必要量の原水を送るのに必要なポンプ，導水管その他の設備を有すること。
(4) 浄水施設は，原水の質及び量に応じて，前条に規定する水質基準に適合する必要量の浄水を得るのに必要な沈殿池，濾過池その他の設備を有し，かつ，消毒設備を備えていること。
(5) 送水施設は，必要量の浄水を送るのに必要なポンプ，送水管その他の設備を有すること。
(6) 配水施設は，必要量の浄水を一定以上の圧力で連続して供給するのに必要な配水池，ポンプ，配水管その他の設備を有すること。
２　小規模専用水道施設の構造及び材質は，水圧，土圧，地震力その他の荷重に対して十分な耐力を有し，かつ，水が汚染され，又は漏れるおそれがないものでなければならない。
（確認）
第５条　小規模専用水道の新設又は規則で定める増設若しくは改造の工事をしようとする者は，当該工事に着手する前に，当該工事の設計が前条に規定する施設基準に適合するものであることについて，市長の確認を受けなければならない。
（確認の申請）
第６条　前条の確認を受けようとする者は，申請書に工事設計書その他規則で定める書類及び図面を添えて，市長に申請しなければならない。
２　前項の工事設計書には，次に掲げる事項を記載しなければならない。
(1) １日最大給水量及び１日平均給水量
(2) 水源の種別及び取水地点
(3) 水源の水量の概算及び水質試験の結果
(4) 小規模専用水道施設の概要

(5) 小規模専用水道施設の位置（標高及び水位を含む。），規模及び構造
(6) 浄水方法
(7) 新設又は増設若しくは改造の工事の着手予定年月日及び完了予定年月日
(8) 前各号に掲げるもののほか，規則で定める事項

（確認の通知）

第７条　市長は，前条第１項の規定による申請があったときは，その内容を審査し，その結果を当該申請をした者に通知するものとする。

（給水開始前の届出及び検査）

第８条　小規模専用水道の設置者は，給水を開始しようとするときは，あらかじめ，その旨及び規則で定めるところにより実施した水質検査の結果を市長に届け出なければならない。

２　市長は，前項の規定による届出があったときは，規則で定める施設検査を行うものとする。

３　小規模専用水道の設置者は，前項の施設検査に合格しなければ，給水を開始してはならない。

（変更又は廃止の届出）

第９条　小規模専用水道の設置者は，設置者の氏名若しくは住所（法人又は組合にあっては，その名称，主たる事務所の所在地又は代表者の氏名）又は第６条第２項各号に掲げる事項を変更したときは速やかに，当該小規模専用水道を廃止しようとするときはあらかじめ，その旨を市長に届け出なければならない。

（水質検査）

第１０条　小規模専用水道の設置者は，次項及び第３項に定めるところにより，定期及び臨時の水質検査を行わなければならない。

２　前項の水質検査のうち定期に行うものは，小規模専用水道により供給される水が第３条に規定する水質基準に適合するかどうかを判断することができる場所から採取した水（以下「検水」という。）について，次の表の左欄に掲げる検査の区分に応じ，それぞれ同表の右欄に掲げる回数により実施する検査とする。ただし，市長が認めるときは，同条に規定する水質基準に係る検査（以下「第３条検査」という。）の全部又は一部を省略させることができる。

検査	回数
色及び濁り並びに消毒の残留効果に関する検査	１日につき１回
第３条検査	おおむね６月につき１回

３　第１項の水質検査のうち臨時に行うものは，小規模専用水道により供給される水が第３条に規定する水質基準に適合しないおそれがあると認められる

場合に，検水について行う第３条検査とする。この場合において，前項ただし書の規定を準用する。

４　小規模専用水道の設置者は，第１項の水質検査を行ったときは，これに関する記録を作成し，当該水質検査を行った日から起算して３年間これを保存しなければならない。

（衛生上の措置）

第１１条　小規模専用水道の設置者は，次に掲げるところにより，小規模専用水道施設の管理及び運営に関し，消毒その他の衛生上必要な措置を講じなければならない。

(1) 水源地，浄水場及び配水池は，常に清潔にし，水の汚染の防止を十分にすること。

(2) 前号の各施設には，鍵を掛け，柵を設ける等みだりに人畜が施設に立ち入って水が汚染されるのを防止するのに必要な措置を講ずること。

(3) 配水池等水槽の清掃を１年につき１回定期に行うこと。

(4) 給水栓における水が，遊離残留塩素を１リットルにつき０．１ミリグラム（結合残留塩素にあっては，１リットルにつき０．４ミリグラム）以上保持するように塩素消毒をすること。ただし，供給する水が病原生物に著しく汚染されるおそれがある場合又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を多量に含むおそれがある場合にあっては，給水栓における水が遊離残留塩素を１リットルにつき０．２ミリグラム（結合残留塩素にあっては，１リットルにつき１．５ミリグラム）以上保持するように塩素消毒をすること。

（給水の緊急停止）

第１２条　小規模専用水道の設置者は，その供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは，直ちに給水を停止し，かつ，その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講じなければならない。

（小規模簡易専用水道の給水開始等の届出）

第１３条　小規模簡易専用水道の設置者は，当該小規模簡易専用水道による給水を開始したときは，速やかに，その旨を市長に届け出なければならない。

２　小規模簡易専用水道の設置者は，規則で定める事項を変更したときは速やかに，当該小規模簡易専用水道を廃止しようとするときはあらかじめ，その旨を市長に届け出なければならない。

（小規模簡易専用水道の管理上の措置）

第１４条　小規模簡易専用水道の設置者は，次に掲げるところにより，小規模簡易専用水道の管理に関し，清掃その他の管理上必要な措置を講じなければならない。

(1) 水槽の清掃を１年につき１回定期に行うこと。

(2) 水槽の点検等有害物，汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。

(3) 給水栓における水の色，濁り，臭い，味その他の状態により供給する水に異常を認めたときは，第３条検査を行うこと。ただし，市長が認めるときは，当該第３条検査の全部又は一部を省略させることができる。

(4) 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは，直ちに給水を停止し，かつ，その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

（改善命令等）

第１５条　市長は，小規模専用水道施設が第４条に規定する施設基準に適合しなくなったと認めるときは，当該小規模専用水道の設置者に対して，期間を定めて，当該小規模専用水道施設を改善すべき旨を命ずることができる。

２　市長は，小規模簡易専用水道の設置者が前条の管理上必要な措置を講じていないと認めるときは，当該小規模簡易専用水道の設置者に対して，期間を定めて，当該管理上必要な措置を講ずべき旨を命ずることができる。

（給水停止命令）

第１６条　市長は，設置者が前条の規定による命令に従わない場合において，給水を継続させることが公衆衛生上有害であると認めるときは，当該設置者に対して，その命令に係る事項を履行するまでの間，当該小規模水道による給水を停止すべきことを命ずることができる。

（報告の徴収及び立入検査）

第１７条　市長は，小規模専用水道の布設又は管理の適正を確保するために必要があると認めるときは，小規模専用水道の設置者から必要な報告を徴し，又は当該職員をして小規模専用水道の工事現場，事務所若しくは小規模専用水道施設のある場所に立ち入らせ，工事の施行状況，小規模専用水道施設，水質，水圧，水量若しくは必要な帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式，磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって，電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下同じ。）を検査させることができる。

２　市長は，小規模簡易専用水道の管理の適正を確保するために必要があると認めるときは，小規模簡易専用水道の設置者から小規模簡易専用水道の管理について必要な報告を徴し，又は当該職員をして小規模簡易専用水道の用に供する施設のある場所若しくは設置者の事務所に立ち入らせ，その施設，水質若しくは必要な帳簿書類を検査させることができる。

３　前各項の規定により立入検査を行う当該職員は，その身分を示す証明書を携帯し，かつ，関係者の請求があったときは，これを提示しなければならな

い。

４　第１項又は第２項の規定による立入検査の権限は，犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（委任）

第１８条　この条例の施行に関し必要な事項は，規則で定める。

（罰則）

第１９条　次の各号のいずれかに該当する者は，１０万円以下の罰金又は科料に処する。

(1) 第５条の確認を受けないで工事に着手した者

(2) 第１２条の規定に違反した者

(3) 第１６条の規定による給水停止命令に違反した者

第２０条　次の各号のいずれかに該当する者は，３万円以下の罰金又は科料に処する。

(1) 第８条第３項の規定に違反して給水を開始した者

(2) 第１０条第１項の規定に違反した者

(3) 第１１条の規定に違反した者

(4) 第１７条第１項又は第２項の規定による報告をせず，若しくは虚偽の報告をし，又は当該職員の検査を拒み，妨げ，若しくは忌避した者

（両罰規定）

第２１条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人，使用人その他の従業者が，その法人又は人の業務に関し，前２条の違反行為をしたときは，行為者を罰するほか，その法人又は人に対しても，各本条の刑を科する。

附　則

（施行期日）

１　この条例は，平成２５年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の日前に千葉県小規模水道条例（昭和３７年千葉県条例第１０号）の規定によりなされた処分，手続その他の行為は，この条例の相当規定によりなされた処分，手続その他の行為とみなす。

成田市小規模水道条例施行規則

（趣旨）

第１条　この規則は，成田市小規模水道条例（平成２４年条例第６０号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（水質基準等）

第２条　条例第３条第１項に規定する水質基準（以下「水質基準」という。）に係る検査に関する検査事項及び基準は，水質基準に関する省令（平成１５年厚生労働省令第１０１号）の表に定めるところによるものとする。

２　前項の検査は，水質基準に関する省令に規定する環境大臣が定める方法により行うものとする。

（令６規則４３・一部改正）

（増設又は改造の工事）

第３条　条例第５条の規則で定める増設又は改造の工事は，次に掲げる工事とする。

(1)　１日最大給水量，水源の種別，取水地点又は浄水方法の変更に係る工事

(2)　沈殿池，濾（ろ）過池，浄水池，消毒設備又は配水池の新設工事，増設工事又は大規模な改造に係る工事

（確認の申請）

第４条　条例第６条第１項の申請書は，小規模専用水道新設・増設（改造）工事確認申請書（別記第１号様式）とする。

２　条例第６条第１項の規則で定める書類及び図面のうち，小規模専用水道の新設の工事に係る書類及び図面は，次に掲げるとおりとする。

(1)　小規模専用水道の給水区域を記載した図面

(2)　小規模専用水道施設の位置並びに水源及び浄水場の周辺の概況を明らかにする地図

(3)　小規模専用水道施設のうち主要なもの（次号に掲げるものを除く。）の構造を明らかにする図面

(4)　導水管渠（きょ），送水管並びに配水及び給水に使用する主要な導管の配置の状況を明らかにする図面

(5)　前各号に掲げるもののほか，市長が必要と認める書類

３　前条各号に掲げる工事に係る条例第６条第１項の規則で定める書類及び図面は，前項各号に掲げる書類及び図面のうち当該工事に係るものとする。

４　条例第６条第２項第８号の規則で定める事項は，次に掲げる事項とする。

(1)　給水が行われる施設又は区域の名称及び所在地

(2)　水の供給を受ける者の数

（確認の通知）

第５条　条例第７条の規定による通知は，小規模専用水道布設工事確認通知書（別記第２号様式）により行うものとする。

（給水開始前の届出及び検査）

第６条　条例第８条第１項の規定による届出は，小規模専用水道給水開始届出書（別記第３号様式）により行うものとする。

２　条例第８条第１項の規定により実施する水質検査は，検水について第２条に規定する検査事項，基準及び方法により行う検査並びに当該検水について行う消毒の残留効果に関する検査とする。

３　条例第８条第２項の規則で定める施設検査は，浄水及び消毒の能力，流量，圧力，耐力，汚染並びに漏水等施設の新設，増設又は改造により影響のある事項に関し，当該新設，増設又は改造に係る施設及び当該影響に関係があると認められる小規模専用水道施設について行う検査とする。

４　市長は，条例第８条第２項の施設検査の結果について，小規模専用水道施設検査結果通知書（別記第４号様式）により同条第１項の規定による届出をした者に通知するものとする。

（小規模専用水道の変更等の届出）

第７条　条例第９条の規定による変更の届出は小規模専用水道（小規模簡易専用水道）変更届出書（別記第５号様式。以下「変更届出書」という。）により，同条の規定による廃止の届出は小規模専用水道（小規模簡易専用水道）廃止届出書（別記第６号様式。以下「廃止届出書」という。）により行うものとする。

（小規模簡易専用水道の給水開始の届出）

第８条　条例第１３条第１項の規定による届出は，小規模簡易専用水道給水開始届出書（別記第７号様式）に，次に掲げる事項を記載した書類及び図面を添えて行うものとする。

(1) 給水が行われる施設又は区域の名称及び所在地

(2) 水の供給を受ける者の数

(3) 水源となる水を供給する水道事業者（水道法（昭和３２年法律第１７７号）第３条第５項に規定する水道事業者をいう。）の氏名又は名称

(4) 受水槽及び高置水槽の数，有効容量，材質，設置場所等の施設の概要

(5) 給水開始年月日

(6) 小規模簡易専用水道の施設のうち主要なものの配置状況を明らかにする系統図

(7) 前各号に掲げるもののほか，市長が必要と認める書類

（小規模簡易専用水道の変更等の届出）

第９条　条例第１３条第２項の規定による変更の届出は変更届出書により，同項の規定による廃止の届出は廃止届出書により行うものとする。

２　条例第１３条第２項の規則で定める事項は，次に掲げる事項とする。

(1) 第８条各号（第５号を除く。）に掲げる事項

(2) 設置者の氏名又は住所（法人又は組合にあっては，その名称，主たる事務所の所在地又は代表者の氏名）

（身分証明書）

第１０条　条例第１７条第３項の証明書の様式は，身分証明書（別記第８号様式）とする。

（委任）

第１１条　この規則に定めるもののほか必要な事項は，市長が別に定める。

附　則

この規則は，平成２５年４月１日から施行する。

附　則（令和６年３月２９日規則第４３号）

この規則は，令和６年４月１日から施行する